

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 51 号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則（平成 8 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 6 条関係）		別表第 1（第 6 条関係）	
1 本校		1 本校	
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
(4) 産業デザイン科		(4) 産業デザイン科	
	履修科目		履修科目
	[略]		[略]
専門教 育科目	デザイン概論 <u>マルチメディア</u> デザイン概論 造形論 色彩学 デザイン材料 デザイン史 生産工学 安全衛生工学 デザ イン関係法規 製品デザイン論 視覚伝達デザイン <u>ウェブデ ザイン概論</u> 製品計画論 感性 工学 材料加工法 環境デザイ ン 視覚伝達計画 <u>工芸論</u> 伝 統工芸論 造形実習 デッサン 色彩実習 デザイン製図 <u>マ ルチメディアデザイン実習</u> 安 全衛生作業法 <u>基礎デザイン実 習</u> 応用デザイン実習 <u>デジタ ルプレゼンテーション実習</u> 基 礎デザイン制作実習 応用デザ イン制作実習 伝統工芸実習 卒業研究	[略]	
	[略]		
(5)・(6) [略]		(5)・(6) [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。